

米原市行財政改革推進プロジェクトチーム設置要領

(設置)

第1条 事務事業の選択と集中を図り、持続可能な行政経営を推進するため、米原市行財政改革推進プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

2 チームを米原市行財政改革推進本部設置要綱（平成17年米原市告示第225号）第6条に規定する行財政改革推進作業部会に位置付ける。

(所掌事項)

第2条 チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事務事業の見直しに係る中期的計画の策定および実施に関すること。
- (2) 事務事業の見直しに係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行財政改革の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 チームは、チーム員をもって組織し、次に掲げる所属の次長および課長の中から部長が指名する者をもってチーム員とする。

- (1) 政策推進部
- (2) 総務部
- (3) 地域振興部
- (4) 市民部
- (5) 健康福祉部
- (6) こども未来部
- (7) 経済環境部
- (8) 土木部
- (9) 教育部

2 チームにリーダーを置き、政策推進部次長をもって充てる。

3 チームにサブリーダーを置き、総務部次長をもって充てる。

4 リーダーは、チームを総括し所掌事項を推進する。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめリーダーの定めるところによりその職務を代理する。

(会議)

第4条 チームの会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

2 リーダーは、必要に応じてチームの会議にチーム員以外の者の出席を求めることができる。

(作業班)

第5条 チームに、第3条第1項各号に規定する所属ごとに、当該所属に係る事務事業の見直しに関する調査、検討および調整を担当する作業班を設ける。

2 作業班は、次長の命を受けて、チームの会議に付議すべき事項の検討を行うものとする。

3 作業班の班長は次長が担当する。

4 作業班の構成員については、主幹級以上の職員から部長が指名する。

(協力)

第6条 関係課等の長は、チームの所掌事項に関し、積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第7条 チームの庶務は、政策推進部政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

事務事業見直し作業の流れについて

第1回プロジェクトチーム会議 4月26日開催

第2回プロジェクトチーム会議 5月30日開催

- ・各部作業班での議論の内容についての情報共有、意見交換

継続して各部作業班で
見直し事業を検討

ステップ1

- ・各部作業班において、見直し候補事業の選定と見直しの概要について一旦の整理（「見直し候補事業一覧」の作業班での抽出欄を記入）
- ・他部署への提案がある場合は、「見直し候補事業一覧」の他部署への提案欄を記入し、6月11日（月）までに事務局へ提出

ステップ2

- ・作業班で抽出した見直し候補事業と概要について、部長へ説明、実施判断協議

ステップ3

- ・「見直し候補事業一覧」の部長決裁後欄を記入し、部長決裁をもらう。
（部内で見直し事業、見直し概要を決定）

ステップ4

- ・6月20日（水）までに「見直し候補事業一覧」を事務局へ提出

第3回プロジェクトチーム会議 6月29日開催

- ・各部における見直し事業報告
- ・「見直し候補事業一覧」を基に検討、意見交換

7月13日、行財政改革推進本部会議で中間報告 ※チーム員各部代表者から説明

ステップ1

- ・各部作業班で最終的な見直し事業を選定

ステップ2

- ・7月20日（金）までに事務事業見直しシートを完成させ、事務局へ提出

第4回プロジェクトチーム会議 10月開催予定

- ・事務事業見直しシートの共有
- ・事務事業の見直しに係る中期的計画（素案）についての検討 → （案）確定

その後、行財政改革推進本部会議開催
・中期的計画（案）の確認・検討 → 決定

総合計画アクションプラン調書の作成に
当たって、見直し内容を反映

予算編成に反映